

○ 中核強化(事業所)加算における中核機能としての体制の確保に対する取組の実施状況（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）

法人名 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

事業所名 すみだ福祉保健センターみつばち園

所在地 東京都墨田区向島3-36-7

1. 基本要件

	項目	取組状況（令和6年度）
1	市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保について 1.（自立支援）協議会又は、これに準ずる会議等への参画	墨田区地域自立支援協議会(8月、2月)、墨田区障害者差別解消支援地域協議会(2月)等に参画しています。
2	専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制の確保について 1. 専門的な発達支援及び家族支援を提供するために取り組んでいる内容	専門職研修の受講(発達支援) ふれあいペアレントプログラムの実施(家族支援) (1月、2月全5回実施)
3	障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能と体制の確保について I. 地域の障害児通所支援事業所との連携体制 1. 地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等の開催 2. 定期的に地域の障害児通所支援事業所を参集した情報共有の場の設置 3. 地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業、その他事業を活用した地域の障害児通所支援事業所に対しての助言・援助 II. インクルージョンの推進のための体制 1. 保育所等訪問支援の指定 2. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携による体制の確保 3. 区からの補助、委託事業等により、保育所等への訪問支援を行う体制	1. 事例検討会(7月)・公開療育(10月)等を開催しました。 2. 区内支援事業所との連絡会議(12月)を開催しました。 3. 保育園、保健センター、子育て総合支援総合センター等の関係機関と連携するとともに、保護者同意のもと療育状況の把握に努めています。 1. 保育所等訪問支援事業を実施しています。(令和6年度150件) 2. 事業団内の他事業所と連携して訪問支援を実施

		しています。 3. 事業は区の指定管理委託を受けています。
	Ⅲ. 早期の相談支援等を行うための体制 1. 障害児相談支援の指定 2. 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携による体制の確保 3. 区から委託相談を受託 4. 発達支援の入口の相談を区が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援の提供	1. 相談支援事業所の指定を受けています。 2. 区内事業所と連携して相談支援事業を実施しています。 3. 事業は区の指定管理委託を受けています。 4. 区の指定管理を受けて、発達支援のインテーク（初回相談）を実施。必要な支援提供に繋がっています。（令和6年度323件）
4	地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組状況の公表(年に1回以上)	本書により公表しています。
5	第三者評価等、外部の評価機関による外部評価に受審	東京都指定機関の第三者評価を受審済みです。 （受審日：令和 5年12月11日）

2. 体制要件

項目	取組状況（令和6年度）
基本要件の2及び3の取組を進める上で中心となる者を配置できる体制の確保 以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1人以上配置（常勤専任）している。 ※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員	職員の採用に当たっては、資格証明書類・実務経験証明書、支援の経験年数等を確認するとともに、年度当初に各資格や経験年数の継続状況を再確認しています。